

神奈川県看護協会 医療安全対策推進班  
患者安全警報 No 4

< 点検！個人情報保護に関する取り扱いについて >

平成17年3月23日

**1. 平成17年4月より個人情報保護法が施行されます。**

平成15年5月「個人情報保護法」が成立し、来月施行になります。昨年12月、厚生労働省より、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」が策定され、各施設での組織全体での取り組み方について示されております。日本看護協会では、「看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針」(平成17年1月)を策定し、看護記録および診療情報の取り扱いについて、基本的な考え方を示しています。

個人情報については、適切なインフォームド・コンセントや情報提供、守秘義務を守ること、プライバシーの保護など、良質な医療・看護を提供する上で取り組んできたことですが、今般の法施行では組織で管理徹底することを示しています。情報漏洩事故や苦情に対する対応は「事後対応」、つまり「クライシスマネジメント」ですが、本法律では、リスクを事前に管理する「事前対応」、リスクマネジメントも重要視しています。

各職能団体が個人情報の取り扱いに関する冊子などを作成・配布されたり、今後、厚生労働省からもQ & Aが出される予定ですが、皆さんの施設での取り状況はいかがでしょうか。法施行後、色々な課題も明らかになると思われませんが、**まずはご自分の施設内での個人情報の取り扱いを把握し、個人情報管理に関する責任体制を決め、組織全体で点検・検討・改善することをお勧めします。**

**2. 点検！医療機関における個人情報保護への対応チェック**

OECD 8原則、JISQ 15001 (JIS規格で日本における個人情報保護マネジメントシステムのスタンダード、プライバシーマークの認証基準) (社)全日本病院協会「医療機関における個人情報保護法への対応チェックリスト」等を参考し、各施設で取組む項目についてまとめてみました。自施設の方針・規模と照らし合わせて検討することをお勧めします。

1. 個人情報管理に関する責任体制の整備
2. 諸規定の策定
  - ・ 個人情報保護方針
  - ・ 個人情報の収集・利用・提供及び管理規程策定
  - ・ 個人情報に関する開示・訂正及び削除の規定
  - ・ 個人情報保護計画・監査規程策定
  - ・ 個人情報に関する教育の規定
  - ・ 個人情報、内部規定の違反に関する罰則規定策定
  - ・ 就業規則、診療情報開示に関する規定等の既存の諸規定との整合性を確認
3. 個人情報保護方針の情報提供
4. 職員教育
5. 業務委託業者との委託契約内容に個人情報保護条項を検討
6. 相談・苦情窓口の設置や窓口対応者への教育
7. 規程・手順の見直し